

社会保障・税番号要綱（案）についての意見

平成 23 年 4 月 25 日
全 国 市 長 会
共通番号制度等に関する検討会
座長 富山市長 森 雅志

社会保障・税番号要綱（案）について、下記のとおり意見を提出する。

記

1. 要綱については、基本方針において法案の骨子に相当するものとされているが、要綱の題名や番号の名称等も含め、全体として国民の権利を守り、自己情報を確認する仕組みに加え、国民の利便性やサービスの向上につながる制度となることを前面に示して、利便性やサービスの向上の内容を国民に対しわかりやすく伝えるよう表現を工夫すべきである。
2. 「Ⅰの2. 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援」における具体的な利用事務について
 - ・本会では、今回の東日本大震災の被災市町村が保有する住民基本台帳のデータや行政機能が喪失した事例について、全国ネットワークの中で被災県に保存されている本人確認情報を市町村が活用し、住民の安否確認や被災住民の支援活動に利用しており、住民基本台帳ネットワークの必要性・重要性が認識されたとの意見を既に申し上げたところであり、番号の利用については、生活再建支援業務や高齢者等の災害弱者・緊急医療等幅広く活用できるようにすべきである。
 - ・併せて、災害時等においては、適切な対応等が可能となるよう個人情報保護制度の弾力的運用を図るべきである。
3. 「Ⅰの5. 国民への懸念への対応」について
 - ①この項において、制度上の保護措置及びシステム上の安全措置について法令上の規制措置が規定されているが、地方公共団体におけるこれらの措置については、法令により全国一律に行うのか、条例による措置も想定しているのか明確でないので、これまでの個人情報保護条例の意義や「Ⅲの4. 利用範囲の（7）」における条例との関係を踏まえ明確にする必要がある。

②「ロ」の記述については、個人情報外部に漏えいする懸念と、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われる懸念とは、明らかに異なるので、「……集積・集約された個人情報が外部に漏えいし、又は集積・集約された個人情報によって、……」の記述部分を「……集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかの懸念」と「又は以下の懸念」を書き分けて記述することが適当である。

③「(2) システム上の安全措置」の②及び③における「共通の符号」については、共通の符号とは何かを国民に分かりやすく示すとともに、なぜ共通の符号を用いるかについても「個人情報の一元的管理を避けるため」だけでなく、丁寧に記述することが適当と考える。

④また、⑨の大規模災害等の業務継続措置については、情報連携基盤のみならず、マイポータル運営機関及び情報保有機関についても必要であると考えるので、これらを追加記述すべきである。

4. 「Ⅲ 個人に付番する「番号」」について

・要綱案では、「Ⅲ 個人に付番する「番号」」の「1. 付番」において、「付番の方法については、現行の住民基本台帳法に基づく住民票コードに係る事務のあり方を踏まえ、国、地方公共団体とV 1. の機関が適切な役割分担の下に行うことを基本として、今後検討する。」とされているが、一方、基本方針においては、付番機関については、「個人に対する付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は、総務省とする。」としているところである。

この点に関しては、本会は、これまで、番号については「都市自治体の各種住民サービスとも連携し、都市自治体が簡素で効率的な行政運営に資することができるものとする」とともに、効率性、費用面からも住民票コードとの連携など住民基本台帳ネットワークシステムを活用していくことが適当である」と申し上げてきているところであり、付番機関については、基本方針のとおりとすべきである。

・番号が変更された場合、従前の番号は失効するという点は、異存はないが、失効する番号も管理していないと個人の履歴把握ができなくなるので、システム上の設計において、考慮すべきである。

・「4. 利用範囲」の(2)(3)に「給付の受給」を加え、それぞれ、「(2)

国民健康保険及び健康保険等の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払・・・」、「(3) 介護保険の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払に・・・」とされたい。

5. ICカードについて

・番号制度に対応するICカードは、「IX ICカード」において「現行の住民基本台帳カードが有する機能等に加え、次のとおり改良する」とされており、現行の住民基本台帳カードが使用可能かどうか明確になっていないが、住民基本台帳カードのこれまでの国及び地方自治体における普及拡大の取り組みの経過等を踏まえて、極力、現行の住民基本台帳カードシステム、ネットワークが活用できるよう検討するとともに、都市自治体に対し新たな経費負担が生じることのないよう適切な財政措置を講じること。

・住基カードにおいて偽造やなりすましによる不正取得などが発生しており、新たな番号に対応するICカードについては、このようなことが生じないよう適切な措置を講じること。

6. 「X 第三者機関」について

・第三者機関の組織ともかかわるが、個人情報取扱いに関する苦情については、地方公共団体に対しても権利の保障や権利の救済に関する苦情処理が想定されるので、地方公共団体の役割を明確にすべきものと考ええる。

7. 実施計画案について

・将来的な幅広い利用分野（C案）の利用については、「平成30年以降検討する。」としているが、この点については、当会は、これまで利用範囲については、「幅広い地用範囲（C案）での利用を視野に利用場面の拡大を図ることとし、その点の明示と道筋を提示する」よう意見を申し上げているところであり、その実施時期を明示すべきと考ええる。

・なお、業務運用に当たっては、事前に実証し検証する行程を設けること。